

目 次

第1編 児童憲章	5
第2編 児童の権利に関する条約【抜粋】	6
第3編 教育基本法	16
第1章 教育の目的及び理念	16
第2章 教育の実施に関する基本	17
第3章 教育行政	19
第4章 法令の制定	19
第4編 学校教育法【抜粋】	20
第1章 総則	20
第2章 義務教育	23
第3章 幼稚園	25
第4章 小学校	26
第5章 中学校	29
第5章の2 義務教育学校	30
第6章 高等学校	31
第7章 中等教育学校	33
第8章 特別支援教育	34
第9章 大学	36
第10章 高等専門学校	38
第11章 専修学校	39
第12章 雑則	40
第5編 幼稚園教育要領【抜粋】	41
前文	41
第1章 総則	42
第2章 ねらい及び内容	49
第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	53

第6編 第4期教育振興基本計画【抜粋】	54
第7編 生徒指導提要【抜粋】	62
第8編 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について	74
第9編 体罰根絶に向けた取組の徹底について	79
第10編 いじめ防止対策推進法【抜粋】	81
第1章 総則	81
第2章 いじめ防止基本方針等	83
第3章 基本的施策	84
第4章 いじめの防止等に関する措置	85
第5章 重大事態への対処	87
第6章 雑則	87
第11編 いじめの防止等のための基本的な方針【抜粋】	88

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
 また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、**幼児の心身の負担**に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な指導体制を整備した上で行うようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、**地域における幼児期の教育のセンターとしての役割**を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数が増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化している。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、**子供の心身の健康には多様な課題が生じている**。さらに、**特別支援教育を受ける障害のある子供は近年増加傾向にあり**、医療的ケア児や病気療養中の子供に対する支援も重要である。性的マイノリティに係る児童生徒等へのきめ細かな対応も必要である。特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の必要性も高まっている。地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。

**③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)**

- 社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進（DXに至る3段階）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらした。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）、メタバース*1活用、Web3.0*2等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなどデジタル化を更に推進していくことが不可欠である。

*1 **メタバース**：インターネット上に構築された3次元の仮想空間のこと。簡単な例としては、ゲームがあげられる。

*2 **Web3.0**：GoogleやAmazon、Microsoftなどが管理するプラットフォーム介さずに、個人間で直接やり取りができるインターネットのこと。「分散型インターネット」、「次世代インターネット」とも呼ばれる。

- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の**生命及び心身**を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の**連携**の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

第5条（国の責務）

国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第6条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条（学校の設置者の責務）

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との**連携**を図りつつ、**学校全体**でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第9条（保護者の責務等）

- ① 保護者は、子の教育について**第一義的責任を有する**ものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、**規範意識**を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ② 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから**保護するものとする**。
- ③ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- ④ 第1項の規定は、**家庭教育の自主性が尊重されるべきこと**に変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。